

日社福士 2022-375
2022年9月30日

厚生労働省
老健局長 大西 証史 様

公益社団法人 日本社会福祉士会
会長 西島 善久



「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の見直し等に関する意見

本会は、社会福祉士の倫理を確立し、専門的技能を研鑽し、社会福祉士の資質と社会的地位向上に努めるとともに、都道府県社会福祉士会と協働して人々の生活と権利及び社会福祉の増進に寄与することを目的として専門職団体です。高齢者虐待にかかる社会情勢が変化しており、地域包括支援センターや介護保険施設・事業所に従事する会員の意見集約の結果、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）の改正を含め制度面での対応が重要であると考え、法の見直し等にあたり、以下の事項を提言します。

1. 養介護施設に該当しない入所型施設において増加する権利侵害事案への対応～「養介護施設従事者等」の拡大～

昨今、増加している養介護施設に該当しないサービス付き高齢者住宅等の職員による高齢者虐待については、法では、「養介護施設従事者等」による高齢者虐待に含まれないため、市町村においては、法に基づく権限行使や対応に困難を来しています。

そこで、サービス付き高齢者住宅等を「養介護施設」の適用範囲に拡大することで、高齢者虐待の早期発見、再発防止につながると考えられます。

2. 市町村の対応力の強化の必要性～「市町村と都道府県の連携と責務」～

小規模な市町村が高齢者虐待の対応を行うにあたっては、担当者の経験や高齢者虐待対応ネットワークの成熟度が大きく影響します。

それらの市町村には都道府県からの支援が不可欠と考えます。具体的には、都道府県は、死亡・重篤事案について、検証会議を実施し、その検証結果の概要及び提言を含む報告書の公表し、再発防止に生かしていく体制を整備する必要があります。

また、高齢者虐待の早期発見や迅速・的確な措置（権限行使）など円滑に対応することが困難な市町村に対する都道府県の役割をより明確化することが望されます。

このことに関連して、都道府県に高齢者虐待対応に特化したセンターを設置し、そこに高齢者虐待の対応において専門的な知識や技術を有する社会福祉士等の専門職の活用が必要と考えます。

3. 在宅ケアで広範囲かつ緊急に対応を要する課題への対応

（ア）「養護者」の範囲について

現に養護している養護者以外の同居の親族、別居の親族やそれと同等の関係にある者を含むことを明記するよう提案いたします。例えば、最近多くの都道府県で制定されている、ケアラー支援条例などの範囲と法の養護者の範囲では隔たりがあります。

現状では、養護者の範囲を狭く解釈している市町村があり、法の適用を妨げる事例が存在します。家族の形態が多様化している現状に合わせた養護者の範囲の見直しは、高齢者虐待の認定を容易にし、速やかな対応につながります。

（イ）「セルフ・ネグレクト」への対応について

現行では、セルフ・ネグレクトを高齢者虐待同等の対応を図るよう通知等がなされていますが、市町村ではこれらの解釈に大きな違いが見られます。

社会的に孤立する単身高齢者が増加しており、今後もセルフ・ネグレクトが増えしていく推計もされています。改めて法に加えること等で、市町村が躊躇なくその対応にあたることができるようになります。